

平成 26 年度 第 3 回五泉市国民健康保険運営協議会 会議の概要

——— 主な質疑・意見等 ———

<p>梁取課長</p>	<p>本日はどうもご苦勞様です。ご案内の時間となりましたが、開会に先立ちまして皆様にご報告申し上げます。委員の欠席報告でございます。医師等代表の堀内泰宏委員から欠席の連絡をいただいております。それからただいま、金子洋委員から欠席の連絡が入りました。次に資料の確認であります。本日の議案書を事前に送付いたしました。ご用意はよろしいでしょうか。併せまして、本日の座席表を配付しておりますのでご確認願います。ご用意のない方がおられましたら、お手数ですが挙手願います。事務局で配付いたします。会議の進行は、協議会規則の定めにより会長からお願いいたします。</p>
<p>相田会長</p>	<p>それでは、ただいまの出席委員は 15 名で過半数に達しておりますので、これより平成 26 年度第 3 回五泉市国民健康保険運営協議会を開会いたします。次に協議会規則第 4 条の規定により会議の公開について、委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議を公開することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>相田会長</p>	<p>ご異議がありませんので本日の会議を公開といたします。本日の傍聴者並びに写真の申し込みはないようですので、それでは早速進めてまいります。それでは本日はお天気が非常によろしくてちょっともったいない様ですがお忙しい所お集まりいただき大変ありがとうございます。今日は諮問いただいて、2 回目の会議ということですので先回、言い足りなかったこと、それからまた気が付いたこと、再度お聞きをしながら進めてまいりたいと思いますのでどうぞ宜しく願います。次に会議録署名委員の指名ですが、協議会規則第 9 条第 2 項の規定により会議録署名委員に高橋正子委員を指名いたします。次に日程第 1、議第 1 号国民健康保険税の税率改定について、を議題といたします。この前、皆様からご意見をいただいたのですが、もうちょっと聞いてみたいこと、もう少し言い足りなかったこと、等々があると思いますので、その前に先回、皆さんからお話しをいただいたことについて事務局の方で少し回答をしたいということですので願います。</p>
<p>梁取課長</p>	<p>はい、会長。</p>
<p>相田会長</p>	<p>はい梁取課長。</p>
<p>梁取課長</p>	<p>はい。先回の会議におきまして長谷川政弘委員、渡邊みのり委員の方から、私共がお示ししました医療費、それから税の関係で阿賀町と比較して五泉市はどうなのかということで、実際に数字を入れました資料を作成しておりますので、これからお時間をいただいて資料の配付とご説明させていただきます。</p>
<p>相田会長</p>	<p>よろしいでしょうか。本日の会議は 2 時間を目途としたいと思いますので、議事運営にご協力下さいますようお願いいたします。鈴木課長補佐お願いいたします。</p>

鈴木課長補佐

それでは今ほど資料をお配りさせていただきましたので、ご説明させていただきます。前回、阿賀町と五泉市の比較についてご質問をいただいておりますので、具体的な数値に基づく比較資料を作成いたしました。併せて、国保税が県内で1番高くて医療費が極めて低い南魚沼市との比較資料も作成しましたので、併せてご説明します。いずれの資料も新潟県の国保福祉指導課が作成しました、平成24年度国民健康保険事業状況という冊子がございます、その冊子から数値を使用しております。まず、阿賀町との比較資料をご覧ください。阿賀町は五泉市より医療費は高く国保税は安い理由について、ご説明いたします。1枚目が収入で、2枚目が支出であります。まず、1枚目の収入をご覧ください。左上の表で平均被保険者数、年齢階層別の内訳を示しており、五泉市の平均被保険者数が14,813人、内訳としまして0～6歳が296人、7～64歳が9,401人、65～74歳が5,116人です。その右の色についている列が阿賀町で、平均被保険者数が3,612人、0～6歳が53人、7～64歳が1,981人、65～74歳が1,578人です。右上の表では年齢階層別の割合を示しており、五泉市の0～6歳の割合が2.0%、7～64歳の割合が63.5%、65～74歳の割合が34.5%です。その右の色についている列が阿賀町で、0～6歳の割合が1.5%、7～64歳の割合が54.8%、65～74歳の割合が43.7%です。この値から、五泉市より阿賀町が国保の被保険者の前期高齢者の割合が高いことが確認できます。左下の表では収入の内訳を千円単位で示しており、左から五泉市、阿賀町の順で色についている列が阿賀町です。右下の表では被保険者1人当たりの収入の内訳を円単位で示しており、左から五泉市、阿賀町の順で色についている列が阿賀町、その右が五泉市と阿賀町の比率、1番右が五泉市と阿賀町の差額です。この表で四角の印についている行が被保険者1人当たり国保税であり、五泉市は81,212円、阿賀町は73,496円、阿賀町は五泉市の90.5%、阿賀町が五泉市より7,716円少ないことが確認できます。また、二重丸印についている行が被保険者1人当たりの前期高齢者交付金であり、五泉市は90,138円、阿賀町は125,194円、阿賀町は五泉市の138.89%、阿賀町が五泉市より35,056円多いことが確認できます。次に2枚目の支出をご覧ください。左上の表では平均被保険者数と、うち一般、うち退職の人数を示しており、1枚目と同様に左から五泉市、阿賀町の値です。右上の表では、一般と退職の割合を示しています。五泉市の方が一般の割合が高いことが確認できます。左下の表では支出の内訳を千円単位で示しており、左から五泉市、阿賀町の順で色についている列が阿賀町です。右下の表では被保険者1人当たりの支出の内訳を円単位で示しており、左から五泉市、阿賀町の順で色についている列が阿賀町、その右が五泉市と阿賀町の比率、1番右が五泉市と阿賀町の差額です。この表でコメ印についている行が保険給付費計であり、五泉市は260,391円、阿賀町は343,450円、阿賀町は五泉市の131.9%、阿賀町が五泉市より83,059円多いことが確認できます。1番下の行が1人当たり支出の合計ですが、阿賀町が五泉市より90,447円多いことが確認できます。また、その多くは保険給付費の影響であることが確認できます。つまり、阿賀町は1人当たり医療費が高いことから国保に要する費用が五泉市より高く、前期高齢者の割合が五泉市より高いために前期高齢者交付金が多く収入となり、国保税が五泉市より低くなっているものです。次に南魚沼市との比較の資料をご覧ください。資料の書式は阿賀町との比較と同様であります。1枚目の収入では、左上の表で南魚沼市が五泉市より前期高齢者の割合が低いことが確認できます。また、右下の表では、

	<p>四角の印の行で南魚沼市が五泉市より国保税が高いこと、二重丸の印の行で南魚沼市が五泉市より前期高齢者交付金が少ないことが確認できます。2枚目の支出では、右上の表で南魚沼市が五泉市より退職の割合が高いことが確認できます。また、右下の表では、コメの印の行で南魚沼市が五泉市より保険給付費が47,088円少ないことが確認できます。一番下の支出の合計の行で、南魚沼市が五泉市より50,283円少ないことが確認できます。また、その多くは保険給付費の影響であることが確認できます。つまり、南魚沼市は1人当たり医療費が低いことから国保に要する費用が五泉市より低く、前期高齢者の割合が五泉市より低いために前期高齢者交付金が少なく収入となり、国保税が五泉市より高くなっているのです。このように、医療費だけが国保税に直接的に影響しているのではなく、高齢化の進行による前期高齢者の割合が高いことからくる前期高齢者交付金の額が国保財政に大きく影響していて、様々な要因によって国保税額に差が生じていることが確認できます。</p>
相田会長	<p>只今の資料の説明に対しご質疑ありませんか。どうぞ何でも結構でございます。はい、長谷川委員。</p>
長谷川政弘委員	<p>ひとつお聞きしますが、特別調整交付金というものが、五泉市が少なく阿賀町が非常に多いのと、南魚沼市でも特別調整交付金が五泉市よりも64.5%多くなっているんですが特別調整交付金というものについてご説明願います。</p>
相田会長	<p>はい、鈴木課長補佐。</p>
鈴木課長補佐	<p>今ほど特別調整交付金についてのご質問でございますが、こちらの特別調整交付金につきましては、国からの補助金に当たるものですが、普通調整交付金の部分が基本的に医療費の金額に応じまして算定されて交付されるものでございます。特別調整交付金につきましては、様々な特別な事情におきまして算定されるものでありまして、五泉市につきましては特別な事情に該当するものは少ないということで南魚沼市や阿賀町に比べて少ない数字になっております。</p>
相田会長	<p>はい、長谷川委員。</p>
長谷川政弘委員	<p>大変細かい所をお聞きして申し訳ありませんが、様々な特別とは、どういう中身の交付金ですか。</p>
相田会長	<p>はい、鈴木課長補佐。</p>
鈴木課長補佐	<p>例えばですが、国保に入る際に社会保険に入っておられる方が国保に入る場合に、基本的には失業されて入るという形になる訳ですけれども、その失業の理由が非自発的な失業ということで、派遣の方が派遣切りみたいな形で雇用が継続されない形で国保に入るような場合、非自発的な失業という取扱いをしているのですが、そういった方の人数に応じて算定される部分があったりですとか、五泉市の方では一切の数字は出て来ない訳ですけれども、例えば原爆の関係で該当になっている方ですとか、例年同じ内容が決められてる部分もありますし、その年度によって内容がその年度限りとなっているもの</p>

	<p>もあります。例えば東日本大震災の関係で避難をされて五泉市の方に来られているような方がある場合に、その方々の人数に応じて算定されるような数字もございますので必ずこの内容が毎年該当するという訳ではない部分があります。今、ご説明しましたのはほんの一例ですので、その他にもさまざまな物がありますけれども、今、詳しい資料が手元にはございませんので、その様な説明とさせていただきます。</p>
相田会長	<p>その年度によっては変わりがあるということですね。他にございますか。</p> <p>はい、佐藤委員。</p>
佐藤委員	<p>説明をお聞きしていますと前期高齢者交付金、この金額によって、色々左右されるというふうな感じを受けるんですが、単純に考えて前期高齢者が多ければ楽になると言うようなざっくりした理解でいいのでしょうか。</p>
相田会長	<p>はい、鈴木課長補佐。</p>
鈴木課長補佐	<p>前期高齢者交付金が割合として多くいると多くお金が入ってくるということがございますが、前期高齢者交付金というのは医療保険者が国保以外にも今日お越しいただいている協会健保さんとか組合健保さんですとか、そういった所からも拠出をしてお金を出している中で前期高齢者が多くいる保険者の方に交付されるお金になっております。割と協会健保さんとか組合健保さんの場合、65歳から74歳の被保険者さんの割合が少ないということがありまして、国民健康保険市町村の国民健康保険の方が前期高齢者交付金を多く受け取れる制度となっております。</p>
相田会長	<p>はい、佐藤委員。</p>
佐藤委員	<p>続けますが、年齢からすると、これから国保に入ってくる方の多くが、団塊の世代の方達になられるかと思うんです。そういう方たちが多くなったとしても、先程の社保からの人の前期高齢者交付金の交付額の割合と国保の方たちのそれとは変わらないという見込みですか。と言うのは、皆さん団塊の世代の方たちは働いている方が多くて、今この国保1本で来てる方達とは、また違うふうになると思うんですが、65歳以上になった場合。そうじゃないですか。</p>
相田会長	<p>はい、鈴木課長補佐。</p>
鈴木補佐	<p>社会保険から国保に入ってくる方の場合、60から65歳までの間は退職者医療制度の該当になり、前期高齢者交付金ではなく、療養給付費等交付金というものが2重丸印の1つ上の行としてございますが、退職の国保資格の方の医療費の合計額から、それぞれの退職の方の国保税の相当額を差し引いたものが療養給付費等交付金という形で、社会保険診療報酬支払基金の方から国保の方に入ってくる。よって、社会保険から国保に来られた方の影響としては療養給付費等交付金というかなり大きなものがございます。また委員のお話のように、いわゆる団塊の世代の方々、昭和22年から24年に生まれた方が、今年齢にしまして65歳から67歳位に該当することになりますので、そういった方々は、今すでに、前期高齢者交付金の対象の年齢</p>

	<p>になっているという状況になっていますので、そういった方々が国保に多く入っているという状況になりますと、その影響も大きくなると言ったことが大きいと言えらると思います。</p>
相田会長	<p>はい、佐藤委員。</p>
佐藤委員	<p>すみません。計算間違いでした。</p>
相田会長	<p>そうですか。他に資料に対する質疑、ございませんでしょうか。はい、森委員。</p>
森委員	<p>収入の方なんですけれども、第1号都道府県調整交付金と、第2号都道府県調整交付金というのがありますけれども、この1号と2号の違いとは、どういう違いでしょうか。</p>
相田会長	<p>はい、鈴木課長補佐。</p>
鈴木課長補佐	<p>都道府県の調整交付金のうちの第1号と第2号ということですが、第1号の都道府県調整交付金につきましては国の調整交付金でいえば普通調整交付金のように医療費の金額に応じて算定される内容になっております。第2号の調整交付金につきましては、新潟県につきましては各市町村の保健事業等に対する取り組みを毎年度、数値化したしまして、それに基づいて配分するというようなやり方を行っております。</p>
相田会長	<p>他にございますか。ないようでございますので、それではそれも含めたことで結構ですから、諮問に対する各委員の意見をお聞きしたいと思います。他にこの前の諮問に対する意見で結構ですので何かございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。はい、佐藤委員。</p>
佐藤委員	<p>すみません。前回、欠席をさせていただいたもので、ちょっと内容がわからないので、説明があったのかもしれませんが、諮問主旨の2番の所の中段ですね、25年度決算においてという文面がありまして、最後の方で一般会計からの法定外繰入は行わずとも約1億円を次年度に繰り越す決算となりました。しかしながら平成26年度においては負担金及び交付金について実績により約1億円を返還することとなる、とあるのですが1億円を繰り越したんですよね。それで次の年には1億円返還しなきゃいけない。これはどういうことなんでしょうか。</p>
相田会長	<p>はい、鈴木課長補佐。</p>
鈴木課長補佐	<p>25年度の決算において1億円を26年度に繰り越して、26年度において1億円を国や支払基金に返還するということなんですけれども、25年度の医療費の概算をすることによって見込の額で国や支払基金から25年度に国保の方にお金が来てる訳なんですけれども、その計算をする際に、年度前半の医療費を基に見込の計算をして五泉市の国保の方にお金が入って来ている訳ですが、25年度の医療費の状況といたしまして、年度の前半は高い水準で推移しておったんですが、後半は低い数字で推移しておった為に年度通しての実績となりますと、見込んでいたものよりも低い医療費であったとい</p>

	うことで25年度に国支払基金から受けていた金額が約1億円貰い過ぎていたということでした。
相田会長	はい、佐藤委員。
佐藤委員	ということは、均すから、減って、返って、ということですね。それで、24年度の会計検査に伴い8千万円を国へ返還することになるというのは、24年度の会計の精算が26年度に来るということですか。
相田会長	はい、鈴木課長補佐。
鈴木課長補佐	平成24年度に会計検査院が新潟県のいくつかの市町村に国保の関係で実地検査に入った訳ですけれども、五泉市も対象になっておりまして、その際に、指摘された内容が国からの療養給付等負担金や調整交付金の金額を計算する際に地方単独事業、例えば県単の医療費助成事業だとか地単の医療費助成事業なんかをやっている場合に、計算式をその部分の数字を計算をどうするというルールがある訳なんですけれども、その本来のルールに基づかない内容で計算がされていたという指摘があったわけなんですけど、当時、新潟県内の市町村国民健康保険は新潟県の国保担当課の方で、その国の療養給付費等負担金、調整交付金の算定の際に資料を作るものがございまして、県から提供された、エクセルの計算式が入っているファイルに数字を当てはめて、いくらというふうに出るものがあったのですが、そこで新潟県が作っているエクセルの計算式の設定が誤っていたということがございまして、その結果新潟県内の、全市町村が国からのお金をもらい過ぎていたということがございまして、その部分について、新潟県の方としても厚生労働省から明確な指示がなかったのではないかという風な判断が一部ございまして厚生労働省の方へその内容についての確認を文書照会をして、その文書での回答が、なかなか出なかったという経緯もありまして、ようやく平成26年度になってから各市町村国保が国へ償還をするというふうな時期になっているわけでございます。その金額が五泉市の場合、約8千万円に合計するとなるというものでございます。
相田会長	はい、佐藤委員。
佐藤委員	では、県が間違ったということですね。県、当事者はごめんなさいで、終わりですか。
相田会長	はい、鈴木課長補佐。
鈴木課長補佐	この内容に付きましては以前、国保運営協議会でもお話が出たこともあったのですが実際、県の方で各市町村国保に対して、例えば金額で補償しますとかいうことはございません。会議の場でそういった説明があって、国からの回答がこういう内容であったので県の方でも了承せざるを得ないという様な説明があったというわけでありまして。
相田会長	はい、佐藤委員。
佐藤委員	では、その後の一般会計からの法定外繰入、約1億3千万円によって収支

	<p>均衡することになりますということなんですが、もし法定外繰入をしないで国保税の値上げの形を取ったとしたら、計算上、何%上げないといけないのですか。</p>
相田会長	<p>はい、鈴木課長補佐。</p>
鈴木課長補佐	<p>平成26年度の賦課額としまして7月の国保運協の際にお示ししました賦課総額が12億7,566万円という数字がございます。それを基に計算しますと約10.2%になります。</p>
相田会長	<p>はい、佐藤委員。</p>
佐藤委員	<p>その10.2%の値上げ後の税率は、30市町村の中では何番目位になる予定ですか。</p>
相田会長	<p>はい、鈴木課長補佐。</p>
鈴木課長補佐	<p>先回、10月9日の国保運協の際の参考資料の9ページに平成26年度の国保料、税の状況ということで30市町村のまとめた資料がございますが、こちらで五泉市の1人当たりが10万8,598円ということで、これを単純に10%上げますと11万9,458円程になります。この数字は、この表で一番高い南魚沼市が11万4,460円でありますので、これを上回って新潟県内で1番高いということになります。</p>
相田会長	<p>はい、佐藤委員。</p>
佐藤委員	<p>私が今、お話をさせていただいた主旨としては法定外繰入は出来るだけ、しない方がいいと私は考えていましたので、色々なことをお聞きしたのですが全額じゃなくても1億3千万円、全額を法定外繰入にしくともいい様な、そういう工夫もしながら値上げのパーセンテージを出来るだけ少なくして、イコール法定外繰入の金額も少なくしていくという方法、考え、対策等はされての結果ということになるのでしょうか。これは市長からの諮問でしょうから、当局に言っても仕方ないというところでしょうか。</p>
相田会長	<p>そうですね。どうですか、今の佐藤委員の意見に対して、他の方でいや、それは、こうじゃないんじゃないかという意見はございませんか。事務局としては、痛し痒しということもあるんでしょうけれども。はい、どうぞ佐藤委員。</p>
佐藤委員	<p>法定外繰入を出来るだけしない方がいいと考える理由としては、一般会計から繰り入る訳ですよね。そうすると大まかな話ですけども社会保険に加入されてる方も一般会計に関わっているわけで、国民健康保険を使われている方たちで出来ればその方達の中で交付金なり、なんなりで、賄うべきかと、それが一番いいんじゃないかと思います。他の市町村では毎年、何とかしている所もあるんでしょうから色々な考え方があると思うのですが私はその様に考えております。</p>
相田会長	<p>そうですね。法定外繰入しないで済めば、それが理想は理想なんでしょう</p>

	<p>けれども医療費が上がる一方ですので、それをどうやって抑えていくかによって、その法定外繰入を出来るだけ少なくして行こうというふうにもっていかなきゃ駄目かと思うんですけれども。事務局としてはどうですか、梁取課長。</p>
梁取課長	<p>今ほどの佐藤委員のお話のごもつともだと思いますが、諮問の主旨の2番目の前段の方に書いてございます様に前回、前々回の改定の際に、やはり基金がなくなってしまったことが大きな問題ですし、それから前回の改定の際に、全額、税の方に負担したらどうかと言うご意見と、ある程度の援助はしてほしいという話で税率改定は約半分、それで不足分に付きましては法定外繰入にしたという議論をしたと聞いておりますが。宜しく願います。</p>
相田会長	<p>よろしゅうございますか。はい、他にございませんか。はい、渡邊委員。</p>
渡邊委員	<p>構造的に国保の運営のことを考えますと加入者だけが負担、自分達を使う医療費ならば、仕方がないのですけれども退職なさって、どんどん入っていった分も面倒みるというのは限界にきていると思うので、やっぱり法定外繰入をなんとか理解していただいて、国保に加入していない方にも理解していただいて法定外繰入を認めていただく方向で行くのが私はいいのかなと思います。そして29年から都道府県単位に移行するという事で変わる可能性もありますので、国保の運営を国保加入者だけで四苦八苦している時代ではなく、もっと皆に助けていただかなければならない時代に入って来てるのかなと感じます。</p>
相田会長	<p>このまま法定外繰入を抑えていけば、どうしても保険料を上げなければ駄目だと、これ以上上がってしまっちは皆さんが大変だという意見なんですね。はい、他にございますか。今のご意見に対することでも結構です。それでは、また事務局からの意見も参考にさせていただきたいと思えます。それでは先日、私と長谷川副会長とで、答申案を作成いたしましたので配付いたします。配付をお願いします。それでは答申案をお読みになっていただくために、5分程休憩いたします。お願いいたします。</p>
相田会長	<p>お読みいただけましたでしょうか。再開いたします。それでは諮問に対する答申案であります、これについてご質疑ありませんか。はい、夏井委員。</p>
夏井委員	<p>ここに書いてあります一般会計からの法定外繰入で執行残が見込まれるとのことですが、どの程度の残が見込まれるのでしょうか。</p>
相田会長	<p>どの程度の執行残が認められるかということですね。はい、鈴木課長補佐。</p>
鈴木課長補佐	<p>平成26年度予算計上しているもののうち、94%執行する見込ですので、6%が残として見込まれることとなります。</p>
夏井委員	<p>額にするとどのくらいでしょうか。</p>

相田会長	はい、鈴木課長補佐。
鈴木課長補佐	はい、850万円程が残として見込まれます。
相田会長	よろしゅうございますか。他にございませんか。
委員	なし。
相田会長	なしでよろしゅうございますか。それでは、この諮問に対する答申書案に対してご異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし。
相田会長	ないと認めます。それではここで35分まで休憩をいただきたいと思いません。お願いします。
相田会長	それでは皆様からご討議いただきまして、答申書を作成いたしましたので、これより答申をしたいと思えます。平成26年10月30日、五泉市長、伊藤勝美様。国民健康保険運営協議会会長、相田豊。五泉市国民健康保険税率の考え方について、を答申いたします。平成26年10月9日付け五市第337号により諮問がありました下記事項につき、当協議会において、平成26年10月9日から10月30日までの2回に渡り慎重な審議を行いました。その結果について別添の通り答申いたします。記、1、保険税率の改定を含む収支均衡策について。2、実施時期についてであります。
伊藤市長	大変ご苦勞様でございます。今程、答申書をいただきまして、一般会計からの法定外繰入で対応するのが妥当であるというご答申であります。この4月から消費税の税率改定、この12月に8%から10%という決定をなされるという予定であります。大変、厳しい経済状況でございます。五泉市は中小の企業が主体でございますし、また農業におきまして先般の風の影響を受けまして大変なる3億円弱の被害が被った訳でありますし、また米価も下がり大変厳しい行方を強いられております。何とかして農業振興に、皆様のお力をお借りしながら、振興に努めて参りたいということでございます。この国民健康保険におきましては県の方に移行するとはいえ、昨日か今日の新聞で、今後の国保に関しては徴収努力による反映を行い、税率を一律にするという考えがないということでありまして、今後も大変厳しい国民健康保険の運営になるという考えであります。その中におきまして皆様から慎重なご審議をいただきまして、ご答申をいただきました。この答申書を十分尊重して対応させていただきたいと考えておりますので、今後とも宜しくご指導の方、お願い申し上げまして、感謝を述べさせていただきまして挨拶と代えさせていただきます。大変ありがとうございました。
相田会長	ありがとうございました。次に、その他であります。委員の皆様方から何かございませんか。はい、夏井委員。
夏井委員	私、協会健保新潟支部の夏井と申します。先般、私共協会健保の実情についての記事が10月25日の新潟日報に掲載していただきましたので、そのコピーを皆さんにお渡ししまして簡単にご説明させていただきたいと思

ます。お願いいたします。新聞記事は一面でしたので大きいのですが、小さくなりましてA4サイズに縮小して字の方は見にくくなりますが内容はまったく同じものでございます。貴重なお時間でございますが、今の国保財政と健康保険は同じ保険者ということで、同じ観点がございます。中小企業で働く皆様へということで、加入者が約3,600万人おります。新潟県でも約3分の1の80万人が私共協会健保の加入者でございます。ご覧になった方もいらっしゃると思いますが、改めてご覧いただきたいと思います。健康保険の危機ということで協会健保の財政状況についてや次の医療保険制度の改正に対する協会健保の考えを、加入者や事業主の皆様、政府、国民の皆様全体へ、問題提起するために今回10月25日付で全国紙、地方紙、約50紙の朝刊に掲載させていただきました。内容は私共協会健保の内容でございますが健保連さん、健康保険組合も同じ様な状況ですし、当然、国民健康保険の財政も共通していると思います。現実1から4ということでまとめてございます。現実1としましては保険料率が10%ということで、かなり限界であるということ。現実2は加入者の負担、企業の負担、かなり厳しいということで国の補助が必要であるということ。それから現実3が収入と支出ですけれども支出の約4割が、先程のお話がありましたけれども前期高齢者納付金、それから後期高齢者支援金、短縮者の給付の拠出金ということで、いわゆる高齢者の方の医療に回るものが、支出の約4割を占めているということ、これは健保連さんは、もう少し高くて45%位ですけれども、私共が単純に言えば、1万円の内、4千円はもう給付制度には使えないという現状があるなかでこういった制度があるということで現役世代が大変厳しいということを改めて訴えております。現実4、このまま行けば、累積赤字ということで、どの保険制度も同じだと思いますが段々と制度が維持出来ないというふうな位置づけをこの4点に大きくまとめまして皆さんに現状をご理解いただきたいということで出させていただきました。私共協会健保だけの問題とは考えておりませんので、国民皆保険制度の維持という所の観点で国保財政、健康組合、共済組合も含めまして全制度で、共通の問題であると認識しております。そういった意味で、まず自分達が、何が出来るかという所で、医療費の適正化という観点、それから保険者機能を発揮しまして皆さんと共に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思いましてご紹介させていただきました。この貴重な時間をご利用させていただきましたましてありがとうございます。また皆さんのご理解をいただきたいと思ひます。宜しくお願いいたします。

相田会長

それででは皆さん、それぞれお考えいただきたいと思ひます。他に皆さん、ありませんでしょうか。なければ、事務局より連絡事項等ありませんか。

委員

ありません。

相田会長

ここで市長はじめ当局の皆さんが退席されます。大変ありがとうございました。以上で本日の協議会を終了いたします。大変ご苦勞様でございました。